

# 長野県景観規則の改正に伴い 太陽光発電施設の設置は事前届出が必要になります

長野県景観計画の区域において一定面積を超える太陽光発電施設を建設しようとするときは、景観法に基づき町へ事前届出が必要になります。届出に基づき、周辺の景観との調和への配慮について「景観育成基準」により審査します。

## 届出が必要となる太陽光発電施設の規模

(太陽光モジュールの築造面積)

景観育成重点地域… 20㎡を超えるもの

一般地域 …1,000㎡を超えるもの

※建築物の屋根や屋上などに後から設置する場合は従来通り  
外観の変更に該当し、下記の規模に応じて、届出が必要となります。

景観育成重点地域…25㎡を超えるもの

一般地域…400㎡を超えるもの

## 改正の施行日

平成28年12月1日

(平成29年1月1日以降着手するものが届出対象)

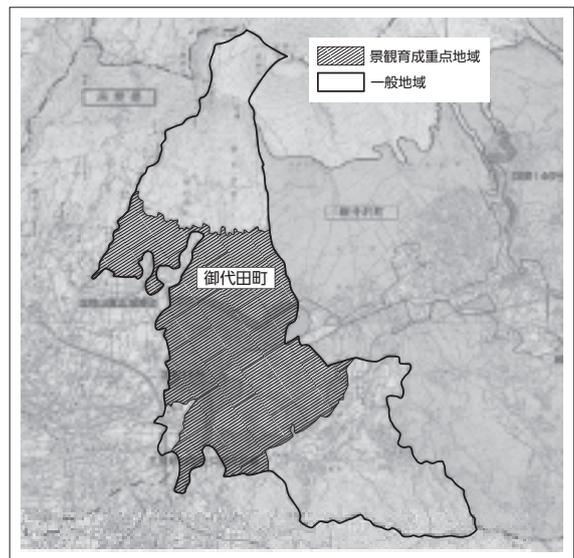
## 届出時期・届出先

着手予定日の30日前までに御代田町役場へ提出して下さい。

届出様式は長野県ホームページからダウンロードできます。

長野県ホームページアドレス

[www.pref.nagano.lg.jp/toshikei/infra/shinsei/kensetsu/kekanho.html](http://www.pref.nagano.lg.jp/toshikei/infra/shinsei/kensetsu/kekanho.html)



※御代田町は、伍賀地区と浅間幹線(御代田三石林道)より北側の地域が「一般地域」、それ以外の地域が「浅間山麓景観育成重点地域」に指定されています。

問い合わせ先

建設水道課 都市計画係 (32)3129

長野県建設部都市・まちづくり課景観係 026-235-7348

# 民生・児童委員改選による 新しい委員を紹介します。

民生委員は法律に定められて地域の皆さまの支援を行っています。

平成28年12月1日から、地域の身近な相談役として活動をされている委員の皆さまです。

秘密厳守で活動していますので、お困りのことがございましたら、お気軽にご相談ください。

委員氏名	担当区域	委員氏名	担当区域	委員氏名	担当区域
荻原 妙子	草越	荻原 哲夫	児玉(9~13, 18, 雇用促進)	堀籠 幸子	清万
井出 重子	広戸	萩原みち子	栄町1区	阿部 米子	一里塚
市村久美子	豊昇	茂木 裕子	栄町2区(中心)	柳澤美恵子	旭町、八ヶ倉
茂木 靖子	面替	佐藤 規子	栄町2区(大林)	中山 栄子	三ツ谷
佐藤トミ子	向原(上区)	荻原じゅん子	栄町2区(桜ヶ丘)	茂木 規子	塩野(1, 2)
柳沢 伸一	向原(中区)	相原千恵子	荒町	内堀 隆久	塩野(3~6)
柳澤 裕子	向原(下区)	山口 武敏	平和台(1)	柳沢 充夫	塩野(7, 8)、寺沢
上條 徹	西軽井沢(1~10)	本多 正直	平和台(2および3の1, 2)	萩原 邦子	馬瀬口1~3
竹花 正次	西軽井沢(11~19)	藤井せつ子	平和台(3の3, 4および4)	萩原 良三	馬瀬口4~6
木内眞智子	西軽井沢(20~29)	佐々木保子	平和台(5)	土屋 一男	主任児童委員
宮本榮美香	西軽井沢(30~40)	荻原 史朗	上宿	井出恵美子	主任児童委員
古越 孝子	児玉(1~8, 14~17)	原田 直子	小田井		

問い合わせ先 保健福祉課福祉係 (32)6522

## 火の用心

冬は空気が乾燥し、火気を取り扱う機会が増えます。また、暖房器具を使う機会も多くなることから、火災が非常に発生しやすくなります。

火災を起こさないために、以下の点に注意しましょう。

- ① 外出時や寝る前には、必ず火の元を確認しましょう。
- ② 子どもの火遊びに注意しましょう。
- ③ 暖房器具は定期的に点検を行い、調子の悪い器具は専門の業者に見てもらいましょう。
- ④ 燃料を購入する際は、油種を確認しましょう。
- ⑤ ストープの給油の際には、ストーブを消し給油をしましょう。
- ⑥ 給油後は、燃料タンクの蓋がしっかり閉まっているか確認しましょう。
- ⑦ 燃えやすい物(家具やカーテン等)の近くにストーブを置かないようにしましょう。
- ⑧ ストープの上で洗濯物を干すのはやめましょう。また、ストーブの近くに洗濯物を積み上げると、崩れて火災の原因になる可能性があります。
- ⑨ ストープの近くにスプレー缶を置くと破裂する可能性があるため絶対に置かないようにしましょう。
- ⑩ 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置しましょう。

### ○助け合いを

火災発生時は身体の不自由な方やお年寄りの方、妊婦さんや小さなお子さんなど周りの手助けがどうしても必要になる方が居ます。自らの安全を確保すると共に、手助けを必要とする方への援助が必要になります。



「消しましょう その火その時 その場所で」

平成28年度全国統一防火標語